～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

◎「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限１年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

お問合せ先　町民環境課　TEL 377－5653　　四日市年金事務所国民年金課　TEL 353－5513

『交通事故・借金問題・相続・離婚・不動産・その他法律問題』でお困りではありませんか？

交通事故
保険会社の対応に納得できません。これからの交渉はどうすれば…？

借金
借金で困っています。会社やお店はどうすれば…？

相続
遺産分割の話し合いがこじれています。

離婚
調停や裁判の対応の仕方がわかりません。

など…

「安心してご相談ください！お一人お一人私が丁寧に対応します！」

まずはお電話ください！

近鉄四日市駅から徒歩１分！
南改札口(東口)すぐ！

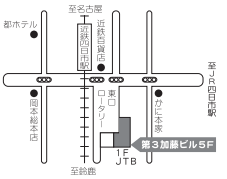

四日市市浜田町５番27号
第３加藤ビル５階
（１階にJTBが入ったビル）

尾市法律事務所
弁護士　尾市淳二（三重弁護士会所属）（財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員・鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士

《予約制》
☎ 059-350-2080
◆土曜日や夜間も対応可(要予約)◆
◆交通事故・借金問題のご相談は無料です◆
◆一般法律相談料(初回) 30分 5,000円(税別)◆

有料広告掲載欄